

教育委員会定例会会議録

令和6年5月16日（木）

教育委員会定例会会議録

令和 6 年 5 月 16 日 午後 3 時 00 分 教育長 竹内 清 が教育委員会定例会を茅ヶ崎市役所分庁舎 5 階特別会議室に招集した。

1 会議出席委員は、次のとおり。

教育長 竹内 清 委 員 赤坂雅裕 委 員 中馬智子
委 員 伊藤甲之介 委 員 大森美保子

2 会議出席事務局職員は、次のとおり。

教育総務部長 白鳥慶記	教育推進部長 松岡智紀
教育指導担当部長 木村千裕	教育総務課長 関 健次
教育施設課長 高橋 修	学務課長 中原健一郎
教職員担当課長 間井雄三	社会教育課長 伊勢田珠代
青少年課長 関山知子	学校教育指導課長 新居博志
図書館長 高木直昭	教育センター所長 松永昭治
小和田公民館担当課長兼館長 浅井志子	鶴嶺公民館担当課長兼館長 荒名穂子
松林公民館担当課長兼館長 西山昭一	南湖公民館担当課長兼館長 星谷尚央
香川公民館担当課長兼館長 松下晃久	博物館担当課長兼館長 須藤 格

3 会議の大要は、次のとおり。

午後 3 時 00 分開会

○教育長 会議の開会前に皆様にお知らせいたします。本日の定例会につきましては、議案の追加が 9 件ございます。資料・議事日程につきましては、事前に配布しておりますので、ご確認ください。

それではただ今から 5 月定例会を開催いたします。

日程第 1、教委議案第 26 号、教育委員会の点検・評価結果報告書（令和 5 年度 自己評価）

の諮問について、を議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 日程第1、教委議案第26号、教育委員会の点検・評価結果報告書（令和5年度 自己評価）（案）の諮問について、教育総務課長よりご説明申し上げます。

議案書は、3ページ及び4ページと別冊資料でございます。

本案は、別冊資料の教育委員会の点検・評価結果報告書（令和5年度 自己評価）（案）に関し、茅ヶ崎市教育基本計画審議会から意見をいただきたく、茅ヶ崎市教育基本計画審議会規則第2条の規定に基づき諮問するため提案するものでございます。

別冊資料の1ページをご覧ください。本市教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検・評価と、茅ヶ崎市教育基本計画の進行管理を一体的に実施しております。

2ページをご覧ください。

点検評価の流れにつきましては、図の通り、教育委員会による自己評価を教育基本計画審議会で調査審議していただき、知見を作成していただきます。そして、いただいた知見を踏まえ、教育委員会で報告書を作成し、公表いたします。

教育委員会事務局による政策ごとの個別の詳細な自己評価等につきましては、別冊資料に記載した通りでございますが、各政策において特筆すべき点についてご説明いたします。

まず、政策1、児童・生徒の資質と能力をはぐくむための授業づくりと学びを支える体制の構築について、6ページ、7ページをご覧ください。

指標の推移からは、児童生徒の意識について、学校でいろいろなことがわかるようになることが楽しいと思う割合や、学級の友達と一緒に学習することが楽しいと思う割合など、令和5年度の実績値は、全体的に低下傾向が見られます。

しかしながら、これらの実績値は、20ページ以降に記載している中期的な推移をとらえた場合、コロナ禍以前と比べ、決して低い水準ではございません。

行動制限があったコロナ禍を経て、他者との接触に係る大きな制限がなくなり、共に学べる

環境が日常化してきたことも一つの現れと推察をしております。

そうした児童・生徒たちの意識の変化が見られる中、今後も児童・生徒一人一人の特性や理解度、進度に合わせた課題に取り組み、もっと学習したいと思いを高める授業づくりや、学校生活等で多くの他者との触れ合い、関係性を構築する機会の創出に努めて参ります。

続いて、24 ページをご覧ください。

政策 2、質の高い学びを創るための教職員の人材育成と働きやすい環境の整備では、統合型校務支援システムの導入や、教職員の働き方改革に向けた、総合的な考え方の整理を進めました。

そうした取り組みを積み重ね、今後も、教職員一人一人が児童生徒一人一人と向き合うことができる時間を確保できることを目指して参ります。

続いて、34 ページをご覧ください。

政策 3、子どもと大人が共に育ちあう社会教育の推進では、感染症のまん延が落ち着きつつある中、公民館や青少年会館などで利用者数が増加するとともに、利用者の状況から、オンラインよりも、地域の教育施設ならではの対面の関わりが重視されている様子を伺えるようになりました。

60 ページをご覧ください。

政策 4、郷土に学び未来を拓く学習環境の整備では、博物館が開館して2 年目となりました。神奈川県教育委員会や県立歴史博物館と連携した企画展、デジタルアーカイブやまち歩きアプリと連動した展示、様々なワークショップなどを開催し、安定した博物館運営のための取り組みを着実に進めました。

最後に 86 ページをご覧ください。

政策 7、子どもの健やかな成長を支える教育環境の整備では、令和 6 年度 7 年度の 2 ヶ年での中学校全校での給食実施に向け、全校で 2 日間ずつの体験試食会を実施いたしました。

また、市民向けのパネル展の開催、公募型プロポーザル方式による委託事業者の選定や予約等管理システムの導入のための準備、配膳室の工事のための設計業務等を着実に進めました。

以上簡単ではございますが、特筆すべき点についてご説明させていただきました。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○伊藤委員 まず質問です。28 ページの研修の実施というのがありまして、本当に教職員のために十分な研修をされてるなという気がするところですけども、例えば Zoom を使ったような研修というのは、いかがでしょうか。Zoom を使うことによって、教員は、その会場に出張をせずに、学校にいるところで研修ができるので、コメンテーターとかファシリテーターの方も用意をして、5、6 人のチームで Zoom で研修するということも考えられると思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○教育センター所長 教育センター所長がお答え申し上げます。

今オンラインによって研修を行っておりますのは、1 年経験者研修のガイダンス、そして、4 年経験者研修です。4 年経験者研修におきまして、響きあい教育シンポジウムの参加を必須としており、こちらにつきましては、対面、いわゆる参加するか、オンデマンドの動画配信をみていくかということで選択ができるようになってます。

28 ページに記載させていただいておりますが、確かに出張せずということでメリットはあるかと思いますが、やはり研修を対面で行うことといたしますのは、教師自身が主体的に研修に参加する、そして私ども茅ヶ崎市としては、授業づくりに力を入れており、その授業作りにつきまして、実践を持ち寄る、あるいはその場で教科書を広げて、より良い授業を作るにはどうしたらいいのかということとを共同で検証しているところでございます。

ですから、オンラインではなかなか到達できないといいますか、実感できないところまで、お互いの表情のすべて含めて、研修の効果を高めたい、そしてそれを研修者から実感しているところでございます。

以上です。

○伊藤委員 ありがとうございます。続けてですけども、6 ページのところで、児童生徒の資質能力を育むための授業づくりと学びを支える体制の構築ということで、調査がされて数字が出てきてるわけですが、数値もとても大事なことだと私はと思いますが、やはり全教職員の方々

がですね、こういうような視点で調査がされてるということについて、関心を持って取り組んでいくことがこれからも大事なかなと思いますので、その点についてもよろしく願いできればなと思うところです。

それから 16 ページ 17 ページのところで、特別な配慮を必要とする児童生徒への適切な就学環境整備という内容の中に臨床心理士、ふれあい補助員、学校看護介助員、それから茅ヶ崎支援学校との交流特別支援教育に関する研修等の実施ということで、もうありとあらゆる手だてを使って、この特別な配慮が必要なお子さんたちに対する支援をしようとしているところは、私は素晴らしいと感じたところでございます。

それから 26 ページのところで、ヒアリングをされたということで、こういうこまめで丁寧な対応はとても大事なことだなと思いました。

そして、このことは働き方改革にとっても大切なことで、教職員以外の方々を育成するっていうようなこと、それから、学校事務職員さんに対する研修も実施するということで、こういう取り組みが、とても私は大事なことだなと思ったところです。

そして最後に、46 ページに、公民館の取り組み内容が書いてあるのですが、多様な取り組みをなさっていてですね、素晴らしいと思いました。

これからも、こういう取り組みをどんどん続けていただければ、と思ったところです。

以上です。

○赤坂委員 28. 29 ページの教職員の研修について意見を述べます。

まず、現場の教師の期待に応えるこのトワイライトセミナーというのがいいな、素晴らしいなと思いました。

それから、私の教え子で、全国ですが、先生になって3年以内で心を病んでお休みしたり退職する青年教員が多いんですね、全国なんですけども。何であんな優秀だった学生が3年以内に駄目になっちゃうんだろうといつも思っていて、聞きますと、やっぱり教師間の人間関係とか、外部のコーチとの人間関係とかで悩んだとか、あるいは保護者の対応で悩んだ、この2つなんですね。

職員の人間関係と、保護者への対応。授業に悩んだとか、生徒で悩んだ、っていうのは私は聞いたことないんです。

その授業が一番大事なのですが、授業以前のこととか、あるいは授業の周辺のことでも悩んでいる青年教師が多いんだな、というのを実感しております。

でも茅ヶ崎市の教育センターは本当にすばらしくて、いろんなことやってくださって、もうすでにやっていると思うんですけども、ぜひ職場の人間関係づくりとか、心のケアとか、あるいは保護者対応のあり方とか、そういった研修もすでにされてると思いますが、今後も力を入れていただきますようお願いいたします。

以上です。

○大森委員 まず報告書全般について、感じたことを申し上げます。

報告書の冒頭に、授業づくりと学びを支える体制が学校教育の充実に繋がる、と記述されています。それに対する取り組み、効果が丁寧にまとめられている報告書だと思って、とても充実度が伺えました。噛めば噛むほど味が出てくる、そんなイメージを持ちました。お疲れ様です。

細かいことをちょっと言わせていただきますと、6 ページ、日頃の様々な研修や、先生方は研究を努力なさっていらっしゃいます。

そのことを通して、お互いを理解し合い、支え合う、人間らしい人間関係づくりが、学校教育の充実に繋がるんだということ、先生方自らが感想を持たれた、そしてそれをみんなで共有できたという報告を見て、数値ではないけれども、共有できたということは、大きな糧になると思います。

ぜひ、先ほど教育センター所長からも研修について伺うことができましたけれども、対面をするということは、それはそれでとても大きな意味があると思いますし、対面で得た感情を、今度は児童生徒たちが自分の授業を聞いてみて、どんなことを感じているんだろうかと、生徒の立場になって考える力にもなるんじゃないかと思って、対面の研修も大変賛同しておりますので、これからも続けていただくよう、応援しています。

9 ページ、コミュニティスクールについてですけれども、先生方が児童・生徒にとって最善の利益に繋がる内容を発見された、コミュニティスクールの意義を見つけられたということは、とても大きな取り組みの一つだと思いますので、ぜひ、大変だとは思いますが、重要な位置を占めているんだということをそれぞれが心に思っていて続けていただけるよう、期待しております。

18、19 ページのいじめ、不登校についてですけれども、茅ヶ崎の教育現場の中では、いじめを未然に防ぎたい、SOS を発信できない生徒への対応を一生懸命考えよう、そんなところに力を入れているということが、感じ取ることができています。

とてもそれは評価に値しますので、今後も、あつてはならない重大化を防ぐために、先生方、いろいろ大変だと思いますけれども、ぜひその姿勢を持って児童生徒たちを少し眺めていただければなと思いました。

最後に、53 ページの家庭教育についてですけれども、5 年度は、たくさん回数が組まれていて、充実度が伺えます。

ぜひ、今の家庭は孤立化に繋がることも多いと思いますので、若いお母さんお父さんが足を運んでいただけることは、とても大切な場になっていますので、ぜひこれからもよろしく願いいたします。

以上です。

○教育長 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

他にご意見等がなければ、日程第 1、教委議案第 26 号、教育委員会の点検評価結果報告書（令和 5 年度 自己評価）（案）の諮問については原案の通り諮問することではいかがでしょうか。

（異議なしの声）

それでは、原案の通り決めます。

次に、日程第 2、教委議案第 27 号、教育上特別の支援を必要とする児童生徒等の就学及び支援に関する事項についての諮問についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第 2、教委議案第 27 号、教育上特別の支援を必要とする児童生徒等の就学及び支援に関する事項についての諮問について、につきまして、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。

議案書 5 ページ及び 6 ページをご覧ください。

学校教育法施行令第 18 条の 2 の規定に基づきまして、教育上特別の支援を必要とする児童生徒等の就学及び支援に関する事項について審議を行うため、茅ヶ崎市教育支援委員会に諮問することにつきまして、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○教育長 説明が終わりました。

ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第 2、教委議案第 27 号、教育上特別の支援を必要とする児童生徒等の就学及び支援に関する事項についての諮問については、原案の通り諮問することはいかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、原案の通り決めます。

次に、日程第 3、教委議案第 28 号、令和 7 年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書採択基本方針についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第 3、教委議案第 28 号、令和 7 年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書採択基本方針につきまして、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。

議案書 7 ページをご覧ください。

本日は、令和 7 年度使用小中学校及び特別支援学級教科用図書採択にかかり、採択基本方針についてご提案申し上げます。

議案書 8 ページをご覧ください。

令和 7 年度使用小中学校及び特別支援学級教科用図書採択基本方針を読み上げまして、提案にかえさせていただきます。

教科用図書は、学校教育において主たる教材として使用されるものである。

従って、その採択にあたっては、十分な調査研究を行い、児童生徒に最も適した教科用図書を採択すべきである。

また、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」及び神奈川県教育委員会の「令和 7 年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針」により採択しなければならない。

以上に基づき、次の方針により、茅ヶ崎市における令和 7 年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書を採択するものとする。

- 1、茅ヶ崎市における小・中学校教科用図書の採択は、茅ヶ崎市教科用図書採択検討委員会の示す資料等に基づいて協議を行い、種目ごとに一種に決定する。
- 2、特別支援学級教科用図書については、1 により決定された小・中学校教科用図書もしくは文部科学省著作の特別支援学校教科書等から適切なものを採択する。
- 3、継続採択年度にあたっては、特別の理由のある場合を除いて前年度採択されたものを採択する。

なお、資料といたしまして、9 ページから 18 ページに、神奈川県教育委員会が定めました令和 7 年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針を添付してございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第 3、教委議案第 28 号、令和 7 年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書採択基本方針については、原案の通り決定することではいかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、原案の通り決します。

次に、日程第 4、教委議案第 29 号、令和 7 年度使用中学校教科用図書採択についての諮問についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第 4、教委議案第 29 号、令和 7 年度使用中学校教科用図書採択についての諮問についてにつきまして、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。

議案書の 19 ページをご覧ください。

本年度は、令和 7 年度使用中学校教科用図書の採択の年度に当たっております。

本案につきましては 20 ページにございますように、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 13 条第 1 項の規定に基づきまして、教科用図書の調査研究を行うため、茅ヶ崎市教科用図書採択検討委員会に諮問することにつきまして、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

○教育長 説明が終わりました。

ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第 4、教委議案第 29 号、令和 7 年度使用中学校教科用図書採択についての諮問については原案の通り諮問することではいかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、原案の通り決します。

次に、日程第 5、教委議案第 34 号、茅ヶ崎市立学校学校運営協議会設置についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第 5、教委議案第 34 号、茅ヶ崎市立学校学校運営協議会設置についてにつきまして、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。

議案書その 2 になります。

3 ページから 8 ページをご覧ください。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 に規定する学校運営協議会について、7 ページの茅ヶ崎市学校運営協議会規則第 2 条の規定に基づき、茅ヶ崎市立今宿小学校、浜之郷小学校、萩園中学校への設置を願い出るものでございます。

なお、この設置は令和 6 年 6 月 1 日といたします。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第 5、教委議案第 34 号、茅ヶ崎市立学校学校運営協議会設置については原案の通り設置することでいかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、原案の通り決めます。

次に、日程第 6、教委議案第 30 号、令和 6 年度青少年関係団体への補助金交付についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○社会教育課長 日程第 6、教育議案第 30 号、令和 6 年度青少年関係団体への補助金交付についてにつきまして、社会教育課長から説明申し上げます。

議案書は 21 ページになります。

本案につきましては、社会教育法第 13 条におきまして、社会教育関係団体、青少年関係団体に補助金を交付しようとする場合には、社会教育委員の会議に意見を聞いて行うとされており、令和 6 年 4 月 26 日に社会教育委員の会議を開催しました。

議案書 22 ページ、23 ページをご覧ください。

社会教育委員の会議より、各団体への補助金交付について、令和 6 年度補助金内訳の通り、適正な補助金交付であるとの答申をいただきました。

本答申に基づき、令和6年度補助金内訳を上限として、各団体に交付をするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。

ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

○伊藤委員 子ども会への補助金ということなんですけども、子ども会の活動は、今どのような状態なのでしょうか。分かる範囲で教えていただければと思います。

と申しますのは、子どもの育成は学校だけに任せるのではなくて、様々な機関が力を合わせることが大事だと思います。そういう中で、子ども会も大事な機関の一つと思うんですね。

そして、児童クラブが教育委員会に入ったということは、意味があることだと私は思うのですね。

そのようなところから、子ども会の活動は、どんな感じかなと、補助金を出してるわけですので、教えていただければと思ったところです。

以上です。

○青少年課長 青少年課長より、子ども会の活動についてご報告します。

令和5年度、登録されている単位子ども会は44あります。

令和6年度になりますと、41に減ってしまったところではありますが、それぞれの子ども会では、コロナ禍を経て、小学生、幼児を含んでいる子ども会もありますが、多世代交流という形で、バスを使って出かけたり、そういうことをされております。

補助金の方ですが、令和5年度の実績としましては、38万4000円が予算額でしたが、決算の方は、18万6539円となっております。

この子ども会の補助金が、事業の3分の1を上限にするということと、子ども会の子どもの数に300円を乗じた金額、どちらか低い方が上限となるのですが、子ども会の中には何回か事業を行って、すべて使い切っているところもあります。

もう少しこちらの方でも子ども会の数が増えて欲しいということはあるのですけれども、こ

の補助金自体の周知を徹底したいというふうに考えておりまして、令和6年度は同額の補助金額ですけれども、より活用をしていただくよう働きかけをしていきたいと思っています。

○伊藤委員 はい、わかりましたありがとうございます。

子ども会の育成っていうかですね、活発な活動はすごく大事だと私は思いますので、ぜひとも活発な活動を目指してほしいと思うところです。子ども会連絡協議会とも連携をとって、活発な活動されるということですね。

○青少年課長 子ども会連絡協議会は、この単位子ども会が複数所属しているものになるのですけれども、年々参加されている単位子ども会が減ってきているという実情があります。

ですが、この協議会の中で、様々な子ども会の活動の周知、交流というところも担っていたいておりますので、市としては引き続き、補助という形で支援をして参りたいと思っております。

○教育長 他にいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

他にご意見等がなければ、日程第6、教委議案第30号、令和6年度青少年関係団体への補助金交付については、原案の通り補助金を交付することではいかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、原案の通り決めます。

次に、日程第7、教委議案第35号、茅ヶ崎市立図書館運営規則の一部を改正する規則について、及び日程第8、教委議案第36号、茅ヶ崎市教育委員会職員の勤務時間休憩等に関する規程の一部を改正する訓令については関連がありますので、一括して議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○図書館長 日程第7、教委議案第35号、茅ヶ崎市立図書館運営規則の一部を改正する規則について、及び日程第8、教委議案第36号茅ヶ崎市教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令についてにつきましては、関連がございますので、図書館長より一

括してご説明申し上げます。

議案書は、その 2 の 9 ページから 17 ページまでとなっております。

10 ページをご覧いただきたいと思います。

茅ヶ崎市立図書館運営規則の一部を改正する規則は、市立小学校及び中学校の夏季休業期間における市立図書館香川分館の開館時間の特例を定めるため提案するものでございます。

改正する規則の概要につきましては、第 4 条関係として、市立小学校及び中学校の夏季休業期間における市立図書館香川分館の開館時間は、火曜日から木曜日までにあつては、午前 9 時から午後 6 時までとすることといたしました。

なお、この規則は、公布の日から施行することとしております。

11 ページ以降は、改正の案文、新旧対照表及び参照条文となっております。

続きまして 15 ページをお開きいただきたいと思います。

茅ヶ崎市教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規定の一部を改正する訓令は、茅ヶ崎市立図書館運営規則の改正に伴い、市立図書館香川分館に勤務する職員の勤務時間の割り振り等の特例を定めるため提案するものでございます。

改正する訓令の概要につきましては、別表関係として市立小学校及び中学校の夏季休業期間における市立図書館香川分館の職員の週休日、勤務時間の割り振り及び休憩時間の特例を定めることといたしました。

なお、この訓令は、公布の日から施行することとしております。

16 ページ以降は、改正の案文及び新旧対照表となっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○教育長 説明が終わりました。

ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第 7、教委議案第 35 号、茅ヶ崎市立図書館運営規則の一部を改正する規則について、及び日程第 8、教委議案第 36 号、茅ヶ崎市教育委員会職員の勤務時間、

休暇休暇等に関する規定の一部を改正する訓令については、原案の通り決定することでいかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、原案の通り決めます。

次に、日程第 9、教委報告第 22 号、教育委員会市職員人事に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 日程第 9、教委報告第 22 号、教育委員会市職員人事に関する専決処分について、教育総務課長よりご説明申し上げます。

議案書はその 2、18 ページから 19 ページでございます。

本案は、5 月 13 日付市長部局への配置替えに係る解職の発令 1 件となっております。

ご説明は以上でございます。よろしくご承認のほどお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第 9、教委報告第 22 号、教育委員会市職員人事に関する専決処分についての報告を承認することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、承認することといたします。

次に、日程第 10、教委報告第 23 号、茅ヶ崎市立学校学校運営協議会委員の委嘱に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第 10、教委報告第 23 号、茅ヶ崎市立学校学校運営協議会委員の委嘱に関する専決処分についてにつきまして、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。

議案書は、その 2 の 20 ページとなります。

本案は、茅ヶ崎市立学校運営協議会規則第3条2項の規定に基づき、21ページから41ページの名簿にあります通り、茅ヶ崎市立鶴嶺小学校より報告のありました1名、小出小学校1名、香川小学校2名、松浪小学校3名、浜須賀小学校2名、鶴が台小学校1名、緑が浜小学校4名、汐見台小学校2名、松浪中学校1名、鶴が台中学校7名、浜須賀中学校6名の委員を専決処分したものでございます。

なお、委員の委嘱期間は、鶴嶺小学校については令和6年5月1日から令和8年4月30日まで、その他の小学校については、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年任期といたしますが、茅ヶ崎市立学校学校職員については、前任者の残任期間といたします。

以上、ご報告いたしますのでご承認お願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第10、教委報告第23号、茅ヶ崎市立学校学校運営協議会委員の委嘱に関する専決処分についての報告を承認することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは承認することといたします。

ここで皆様にお諮りいたします。

これ以降の議題は、委員の委嘱に関する案件等でございますので、その性質上、非公開といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、非公開といたします。

それでは、日程第11に入る前に、事務連絡をお願いいたします。

〔事 務 連 絡〕

午後3時41分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、次により署名します。

令和6年5月16日

教育長

委 員

委 員

委 員

委 員